



MIYAGI ZAO ONSENKYO

## みやぎ蔵王温泉郷ロゴマーク利用規程概要

### 1 みやぎ蔵王温泉郷ロゴマークの利用規程について

- ロゴマークについては、県において商標権を取得（登録第 5877887 号）。
- ロゴマークを多くの方に利用してもらうため、ロゴマークの利用に関し、必要な事項を定める。

### 2 ロゴマークの利用に係る手続きについて

ロゴマークを利用される方は、申請または届出により使用することができる。

#### 【申請】

- ロゴマークを利用する者は、事前に宮城県大河原地方振興事務所長に申請し、承認が必要。
- 対象：届出の対象以外のもの

#### 【届出】

- 以下の対象者は申請不要だが、ロゴマークの使用状況を把握するため、利用開始後 1 か月以内に届出が必要。
- 対象：みやぎ蔵王温泉郷を構成する宿泊施設  
商工関係団体  
観光協会  
国及び市町村

### 3 利用期間

- 承認・届出の日から翌々年度末まで（更新は妨げない）

### 4 利用料 無料

### 5 利用禁止例



変形



追記



飾り付け



文字色，字体の変更

### 6 みやぎ蔵王温泉郷ホームページ（利用規程，ロゴマークダウンロード等）

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/oksgsin-e/miyagizao-onsen.html>